

町税等は納期限までに納めましょう

問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町では、皆さんに納めていただいた税金を使って、快適な住みよいまちづくりを行っています。町県民税や固定資産税などの町税は、皆さんの生活に関わりの深い行政サービスのために欠かすことのできない貴重な財源です。納め忘れのないよう、早めの納付をお願いします。

なお、病気や失業などやむを得ない事情により納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

【コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます】

納税者の皆さんにコンビニエンスストアや、スマートフォン決済アプリ（スマホ決済）で納付することができます納付書を郵送しています。

納付できる町税等

町県民税（個人の普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

※介護保険料はご利用いただけません。

ご利用可能なスマホ決済サービス

au PAY、d払い、FamiPay、PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行コンビニ支払サービス

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

【地方税共通納税システムによる納付】

納付書表面に印刷されている地方税統一QRコード（eL-QR）や、eL番号を利用して町税を納付することができます。

納付できる町税

町県民税（個人の普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

※後期高齢者医療保険料、介護保険料はご利用いただけません。

※詳しくは、「eLTAX地方税ポータルシステム」をご覧ください。



eLTAX地方税ポータルシステム

【毎月第2日曜日の午前中に納税相談窓口を開設】

平日開庁時間内に来庁できない方のために、毎月第2日曜日の午前8時30分から正午まで納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

【町税等の納付は口座振替を】

町税等の納付は納め忘れのない口座振替が便利です。税務課窓口等で配布する預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書に必要事項を記入のうえ、税務課または金融機関の窓口でお申込みください。

【令和6年度町税等納期限一覧】

町県民税 （普通徴収）	第1期	7月1日
	第2期	9月2日
	第3期	10月31日
	第4期	1月31日
固定資産税	第1期	5月31日
	第2期	7月31日
	第3期	9月30日
	第4期	12月2日
軽自動車税	全 期	5月31日

国民健康 保険税	第1期	7月31日
	第2期	9月2日
	第3期	9月30日
	第4期	10月31日
介護保険料	第5期	12月2日
	第6期	1月6日
	第7期	1月31日
	第8期	2月28日

児童手当・特例給付 現況届の提出について

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

【現況届】

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一など）を満たしているかどうかを確認するものです。

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は「不要」です。

現況届の提出が必要な方

- 1.配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が神川町と異なる方
- 2.戸籍がない児童（無戸籍児童）を養育する方
- 3.離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 4.未成年後見人、施設等の受給者の方
- 5.その他、神川町から提出の案内があった方

※該当する方につきましては現況届を送付しますので、ご提出をお願いします。現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

【支給額】

児童の年齢	所得制限限度額未満 （児童手当）	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満	所得上限限度額以上
3歳未満（一律）	15,000円	5,000円	0円（資格消滅）
3歳以上小学校修了前（第1・2子）	10,000円		
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000円		
中学生（一律）	10,000円		

【所得制限限度額・所得上限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

児童手当等は、児童を養育している方の所得により支給額が異なります。児童を養育している方の所得が下表の所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

※これまで手当が支給されていなかった方で、令和6年度の所得が所得上限限度額を下回った方につきましては、令和6年6月分以降の手当を受けるために改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。